

一時支援金について

一時支援金とは？

2021年3月8日から申請受付が開始された「一時支援金」は、緊急事態宣言によって大幅に売上が減少した事業者に向けた給付金です。

中小法人等と個人事業者等が対象となり、給付額上限は60万円（30万円）になります。



もしかしたら活用できるかもしれませんので、一度ご確認ください。

一時支援金の申請期間は？

一時支援金の申請期間は約3カ月で、2021年5月31日までとなります。



まだまだ時間はありますので、お早めにご確認ください。

給付対象となる条件は？

- ・時短営業等の影響を受けていること
- ・売上が50%以上減少していること

(※) 地方創生臨時交付金（協力金）の支払対象の飲食店は除外されます。



この条件に当てはまっているとかなり可能性があります。

給付対象となる事業者は？

緊急事態宣言により、時短営業を迫られる飲食店とその仕入先や配送業者など、また外出自粛により、人出が減ったことで売上が減少した小売業やサービス業の事業者が対象となります。



人手が減ったことで売上が減少した小売業やサービス業の事業者も対象です。

一時支援金の要件は

- ・ 中小法人等（※1）と個人事業者等（※2）が対象
- ・ 給付要件を満たす場合は、業種や所在地を問わず対象
- ・ 緊急事態宣言が解除された地域も含まれる
- ・ 地方創生臨時交付金（協力金）の支払対象の飲食店は対象外
- ・ 公共法人、政治団体、宗教法人は対象外
- ・ 「性風俗関連特集営業」や「接客業務受託営業」を行う事業者は対象外
- ・ 一時支援金は店舗単位ではなく、事業者単位で申請すること

（※1）資本金等10億円未満、又は従業員数2,000人以下

（※2）フリーランスや確定申告をした個人事業者など



一時支援金の給付対象となっている可能性があるなら確認してみよう！

こちらの内容は下記PDF資料に記載されていますので、お時間のある時にご確認ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf

